**事業権譲渡契約書**

　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲の行っている事業の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

（目的・譲渡日）

第 1 条　　甲は乙に対し、令和　年　月　日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の管理するメンズエステに関する事業(住所:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)を譲渡する。

　乙は、賃貸料・光熱費・管理費・従業員報酬等必要経費の支払いを甲より引き継ぐものとし、甲から乙へ本運営に必要な契約を随時、乙の協力のもと変更手続きを行うものとする。

（譲渡財産）

第 ２ 条　　前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡日現在の以下のものとする。乙の資格取得に応じて、甲は必要情報の提示を行うものとする。

●

●

●

●

●

●

●

●

（譲渡価額・支払方法）

第 ３ 条　　本営業の譲渡の対価は、　　　円（税込）とし、手付金　　万円の支払いで甲は乙に対して譲渡を独占的に約束するものとする。

　前項の対価の支払方法は、銀行振込にて行い、支払時期については、手付金を令和　年　月　日、残りを令和　年　月　日に行うものとする。

（引渡時期）

第 ４ 条　　譲渡財産の引渡時期は令和　年　月　日とし、契約変更手続きなどは、甲・乙の協力の元に順を追って行うものとする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第 ５ 条　　甲は、本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行い、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と協議し合意のうえこれを行う。

（免責事項）

第 6条　　甲は、本締結前に天災地変その他の不可抗力により譲渡財産に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議のうえ譲渡条件を変更することができる。

（協議事項）

第7条　　本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名